

○多可町介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱

平成29年1月23日告示第6号

改正

平成30年9月28日告示第67号

令和6年3月26日告示第24号

多可町介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関する要綱

目次

- 第1章 趣旨（第1条—第3条）
- 第2章 訪問介護相当サービス事業（第4条—第5条の2）
- 第3章 基準緩和訪問型サービス事業（第6条—第36条）
- 第4章 通所介護相当サービス事業（第37条—第38条の2）
- 第5章 雑則（第39条）

附則

第1章 趣旨

（趣旨）

第1条 この要綱は、多可町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年多可町告示第4号。以下「総合事業実施要綱」という。）第2条に規定する第1号訪問事業（以下「訪問型サービス事業」という。）及び第1号通所事業（以下「通所型サービス事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- （1）第1号事業 法第115条の45第1項第1号に規定する事業をいう。
- （2）第1号事業者 第1号事業を行う者をいう。
- （3）指定第1号事業者 第1号事業者のうち町長が指定する者をいう。
- （4）指定第1号事業 指定第1号事業者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる当該第1号事業をいう。
- （5）利用料 訪問型サービス及び通所型サービスに係る第1号事業支給費の支給対象となる費用に係る対価をいう。
- （6）法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定第1号事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る指定第1号事業をいう。

（事業の一般原則）

第3条 訪問型サービス事業及び通所型サービス事業を行う者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 訪問型サービス事業及び通所型サービス事業を行う者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、他の訪問型サービス事業及び通所型サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

- 3 訪問型サービス事業及び通所型サービス事業を行う者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 訪問型サービス事業及び通所型サービス事業を行う者は、指定第1号事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 5 訪問型サービス事業及び通所型サービス事業を行う者は、法人でなければならない。

第2章 訪問介護相当サービス事業

(事業の定義)

第4条 この要綱において、訪問介護相当サービスとは、指定第1号事業者が旧介護予防訪問介護（省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）に相当するサービスを居宅要支援被保険者等に対し提供するものをいい、訪問介護相当サービス事業とは、当該サービスを行う事業をいう。

(指定の基準)

第5条 多可町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する実施要綱（平成29年多可町告示第5号。以下「指定等に関する実施要綱」という。）第8条第1項の規定による訪問介護相当サービス事業に係る指定第1号事業者の指定の基準は、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号。以下「指定相当訪問型サービス等基準」という。）に規定する指定相当訪問型サービスに係る基準による。この場合において、指定相当訪問型サービス等基準第38条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(区域外の事業所の指定の基準の特例)

第5条の2 法115条の45の5第1項の申請に係る事業所が多可町の区域の外にある場合は、当該事業所が所在する市町村の定める基準により指定することができる。

第3章 基準緩和訪問型サービス事業

(事業の定義)

第6条 この要綱において、基準緩和訪問型サービスとは、指定第1号事業者が旧介護予防訪問介護に係る基準を緩和したサービスを居宅要支援被保険者等に対し提供するものをいい、基準緩和訪問型サービス事業とは、当該サービスを行う事業をいう。

(基本方針)

第7条 基準緩和訪問型サービス事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様サービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(指定の基準)

第8条 指定等に関する実施要綱第8条第1項の規定による基準緩和訪問型サービス事業に係る指定事業者の指定の基準は、次条から第36条までに定めるところによる。

(人員に関する基準)

第9条 基準緩和訪問型サービス事業を行う者（以下「基準緩和訪問型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準緩和訪問型サービス事業所」という。）ごとに置くべき従事者（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83

号) 第5条の規定による改正前の法(以下「平成26年改正前法」という。)第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は町長が別に定める研修を修了した者をいう。以下この章において同じ。)の員数は、当該事業を適切に行うため必要と認められる数とする。

2 基準緩和訪問型サービス事業者は、当該サービス事業所ごとに、従事者であって専ら基準緩和訪問型サービスの職務に従事するもののうち、事業の規模に応じて事業を適切に行うために必要と認められる数のものを訪問事業責任者としなければならない。ただし、利用者に対する当該サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

3 前項の利用者数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定事業の指定を受ける場合は、推定の数による。

4 基準緩和訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定及び訪問介護相当サービス事業の指定事業者の指定を併せて受け、かつ、基準緩和訪問型サービス事業、指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業及び訪問介護相当サービス事業を同一の事業所において一体的に運営している場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、又は第5条若しくは第5条の2の規定により適用される指定相当訪問型サービス等基準第4条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、それぞれ前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第10条 基準緩和訪問型サービス事業者は、基準緩和訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備に関する基準)

第11条 基準緩和訪問型サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、当該サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 基準緩和訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、基準緩和訪問型サービス事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第12条 訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活の全般の状況及び希望を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容及び提供を行う期間等を記載した基準緩和訪問型サービス個別計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明同意)

第13条 基準緩和訪問型サービス事業者は、当該サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第28条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 基準緩和訪問型サービス事業者は、利用申込者又その家族から申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 基準緩和訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 基準緩和訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、基準緩和訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスクその他これらに準ずる方法より一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者またその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項の「電子情報処理組織」とは、基準緩和訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 基準緩和訪問型サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又その家族に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち基準緩和訪問型サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た基準緩和訪問型サービス事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項規定による承諾をした場合、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第14条 基準緩和訪問型サービス事業者は、原則、正当な理由なく当該サービスの提供を拒んではならない。

(受給資格等の確認)

第15条 基準緩和訪問型サービス事業者は、当該サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(心身の状況等把握)

第16条 基準緩和訪問型サービス事業者は、当該サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第17条 基準緩和訪問型サービス事業者は、当該サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。

2 基準緩和訪問型サービス事業者は、当該サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及びその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

第18条 基準緩和訪問型サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画書等が作成されている場合は、当該計画書に沿ったサービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書等の変更の援助)

第19条 基準緩和訪問型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第20条 基準緩和訪問型サービス事業者は、従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 基準緩和訪問型サービス事業者は、当該サービスを提供した際は、提供日、内容及び法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防ケアプランに記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 基準緩和訪問型サービス事業者は、当該サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第22条 基準緩和訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する基準緩和訪問型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る第1号事業支給費の額から当該サービス事業者を支払われる費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 基準緩和訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない基準緩和訪問型サ

ービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る第1号事業支給費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 基準緩和訪問型サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において当該サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 基準緩和訪問型サービス事業者は、前3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(証明書の交付)

第23条 基準緩和訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない基準緩和訪問型サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した当該サービスの内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第24条 基準緩和訪問型サービス事業者は、従事者に、その同居の家族である利用者に対する当該サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する町への通知)

第25条 基準緩和訪問型サービス事業者は、当該サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに基準緩和訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態等になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業費支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第26条 従事者は、現に基準緩和訪問型サービスの提供を行っているとき利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やか主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第27条 基準緩和訪問型サービス事業者は、当該事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営方針
- (2) 従事者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 基準緩和訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第28条 基準緩和訪問型サービス事業者は、従事者の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 基準緩和訪問型サービス事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第29条 基準緩和訪問型サービス事業所の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

2 基準緩和訪問型サービス事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要措置を講じなければならない。

3 基準緩和訪問型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ書面により得ておかなければならない。

(地域包括支援センターに対する利益供与の禁止)

第30条 基準緩和訪問型サービス事業者は、地域包括支援センター又その従業者に対し、利用者に対して特定の当該サービス事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第31条 基準緩和訪問型サービス事業者は、提供した当該サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 基準緩和訪問型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、内容等を記録しなければならない。

3 基準緩和訪問型サービス事業者は、提供したサービスに関し、法第115条の45の7の規定により町長が行う帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 基準緩和訪問型サービス事業者は、町から求めがあった場合は、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

5 基準緩和訪問型サービス事業者は、提供した当該サービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 基準緩和訪問型サービス事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第32条 基準緩和訪問型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した当該サービスに関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第33条 基準緩和訪問型サービス事業者は、利用者に対する当該サービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 基準緩和訪問型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置につい

て記録しなければならない。

- 3 基準緩和訪問型サービス事業者は、利用者に対する当該サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 基準緩和訪問型サービス事業者は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 基準緩和訪問型サービス事業者は、利用者に対する当該サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 基準緩和訪問型サービス個別サービス計画
- (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第25条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第31条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第33条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(基準緩和訪問型サービスの提供に当たっての留意点)

第35条 基準緩和訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 基準緩和訪問型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防マネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、当該サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 基準緩和訪問型サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及びその他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜提供)

第36条 基準緩和訪問型サービス事業者は、当該サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を町長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に基準緩和訪問型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

- 2 基準緩和訪問型サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問型サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター、他の訪問型サービス事業者及びその他関係者と連絡調整及びその他の便宜の提供を行わなければならない。

第4章 通所介護相当サービス事業

(事業の定義)

第37条 この要綱において、通所介護相当サービスとは、指定第1号事業者が旧介護予防通所介護(省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護をいう。以下同

じ。)に相当するサービスを居宅要支援被保険者等に対し提供するものをいい、通所介護相当サービス事業とは、当該サービスを行う事業をいう。

(指定の基準)

第38条 指定等に関する実施要綱第8条第1項の規定による通所介護相当サービス事業に係る指定第1号事業者の指定の基準は、指定相当訪問型サービス等基準に規定する指定相当通所型サービスに係る基準による。この場合において、指定相当訪問型サービス等基準第60条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(区域外の事業所の指定の基準の特例)

第38条の2 法115条の45の5第1項の申請に係る事業所が多可町の区域の外にある場合は、当該事業所が所在する市町村の定める基準により指定することができる。

第5章 雑則

第39条 この要綱に定めるもののほか、第1号訪問事業及び第1号通所事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日告示第67号)

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日告示第24号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。